

緊急メディア懇談会のご案内

告示前に露呈した食品表示制度の欠陥と矛盾

- 新たな食品の機能性表示制度と食薬区分との整合性
- GMO技術応用食品添加物の確認(厚労省)と表示(消費者庁)の矛盾
- 水際(検疫所)で監視できない輸入食品の表示
- 完了しない平成7年の衆参両院の委員会付帯決議(安全性確認)

* 趣旨は、別紙のとおり

日時: 2月25日(水)午後4時～5時

場所: 主婦連会議室(主婦会館3階)

連絡先: NPO 法人食品安全グローバルネットワーク

事務局: 大阪市淀川区西中島4丁目2-12 CSビル3階

FAX: 06-6305-8614 電話: 06-6305-8615

中村幹雄 e-mail: mikio@nakamura.in 携帯: 090-3280-4181

(鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授 医薬品・食品安全学)

<趣旨>

1) 一昨年（平成25年）6月の閣議決定に従い、（生鮮および加工）食品の新たな機能性表示制度が、平成27年度から運用される準備が進められてきました。消費者委員会でも審議されてきましたので、御承知のことと拝察いたします。

新制度と「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）に基づく「無承認未許可医薬品の指導取締りについて」（食薬区分）との整合性が必要との観点からの質問に対して、消費者庁は、「厚生労働省と協議中」としております。

食品表示法の施行日の期限（6月27日）が近づいているにもかかわらず、未だに布令が公布の目途が立っていません。公布後には、包材印刷が集中し、大企業優先（中小企業後回し）になります。布令公布の遅れは、結果として中小零細企業の事業に影響します。ここらで、法改正し、施行日の期限を延長したらどうでしょうか！！

2) 本年（平成27年）1月7日、遺伝子組換え技術を応用し *Escherichia coli* AHD 株を生産菌株とする L-ヒドロキシプロリンが、「安全性審査の手続きを経た遺伝子組換え食品添加物」と内閣府食品安全委員会評価され、厚生労働省のホームページに掲載されました。本品は、既存添加物ですが、昨年（平成26）年1月30日に訂正された既存添加物名簿収載品目リスト（消費者庁次長通知第377号別添1）の「基原・製法・本質」欄には、「ゼラチン等を加水分解して得られたものである。」と記載されているものちは、明らかに本質は異なります。

この点について、本年（平成27年）1月30日、消費者庁は、「現在、厚生労働省等において、改正が検討されている「食品添加物公定書」の見直しに合わせて行うことを検討している」と回答しています。

「食品添加物公定書」の見直しについて、厚生労働省は、本年（平成27年）2月17

日、「第9版食品添加物公定書に関しては、平成26年3月薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において、第9版食品添加物公定書作成検討会報告書の報告を行いました。今後食品安全委員会への諮問を行うこととしており、現時点で第9版食品添加物公定書の告示の予定をお知らせすることは困難です。」と回答しています。

即ち、遺伝子組換え技術を応用したL-ヒドロキシプロリンの由来をゼラチンと消費者が誤解してしまう状況が、期限が明示されないまま継続されることとなります。

3) 食品衛生法第19条に基づく表示については、消費者庁に移管されたことから、厚生労働省の検疫所で監視するための予算は盛り込まれていないことが、2月17日、厚生労働省から衆議院議員斉藤和子事務所への回答で確認されました。すなわち、輸入食品の水際（厚生労働省傘下の全国の検疫所）で、食品の表示はチェック（監視）されません。例えば、アレルゲン表示の記載もれがあっても、市場に流通しており、その状態が平成27年度も継続されることとなります。

4) 平成7年（1995年）5月17日、第132回国会における衆議院及び参議院の厚生委員会において、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案に対する衆参両院の附帯決議で、「既存の天然添加物については、速やかに安全性の見直しを行い、有害であることが実証された場合には、使用禁止等必要な措置を講じること」とされています。

然しながら、厚生労働省による安全性の見直しは遅々として進んでおらず、平成27年度も平成26年度と同額の2.46億円と極めて少額であることが、判明しました。

以上の4点について、最新の入手資料に基づきご説明いたします。

また、3月5日午後3時30分から、参議院議員会館講堂で開催します「食品の新たな機能性表示制度をめぐる」（第2回院内学習会）にもご参加下さい。